

資料

藤井寺市総合教育会議

概要版

平成27年6月

目 次

- 1 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
 - (1) 会議の位置付けと構成員
- 2 協議・調整事項・・・・・・・・・・・・ P 4～5
 - (1) 協議すべき事項について
 - (2) 協議すべきでない事項として
- 3 協議・調整の結果の尊重義務・・・・・・・・ P 5
- 4 会議の公開と議事録の作成及び公表・・・・ P 5
- 5 今後のスケジュール（案）・・・・・・・・ 別紙

1 概要

総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意に反映した教育行政の推進を図る。

(1) 会議の位置付けと構成員

○地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとする。

(法第1条の4第1項)

○構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成すること。

(法第1条の4第2項)

○地方公共団体の長が招集すること。また、教育委員会が協議を必要と思料するときは、招集を求めることができること。

(法第1条の4第3項及び第4項)

緊急の場合は、地方公共団体の長と教育長のみで会議をすることも可能であるが、教育委員会の意志決定がされ教育長に一任されている場合は、その範囲内で、そうでない場合は、一旦保留し、教育委員会で再検討し改めて地方公共団体の長と協議・調整を行う。

○調整が行われ双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならないこと。

(法第1条の4第8項)

※法…地方教育行政の組織及び運営に関する法律

2 協議・調整事項

(1) 協議すべき事項

- 大綱の策定に関すること（法第1条の4第1項）
- 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
（法第1条の4第1項第1号）
- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
（法第1条の4第1項第2号）

※協議・調整事項の具体例は下記のとおり

法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項

- 学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項

- 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項

法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項

- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
 - ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ②通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

- 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
 - ①災害の発生により生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - ②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり福祉担当部局と連携する場合
 - ③犯罪多発により公立図書館等の社会教育施設でも職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合
 - ④いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合の他、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合

(2) 協議すべきでない事項

総合教育会議においては、教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議し、調整する趣旨ではない。

●教科書採択、個別の教職員の人事など特に政治的中立性が高い事項。一方、教科書採択の方針、教職員の人事基準については、予算等地方公共団体の長の権限に関わらない事項のため調整の対象にはならないものの、協議することは考えられる。

●日常の学校運営に関する些細な事項

3 協議・調整の結果の尊重義務

○調整が行われ双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならないこと。

(法第1条の4第8項)

○調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断するものである。

(法第21条及び法第22条)

【会議における調整とは・・・】

教育委員会権限の事務については、予算の編成や執行及び条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務の調和を図ること

【会議における協議とは・・・】

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの

4 会議の公開と議事録の作成及び公表

○個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められることを除き公開

(法第1条の4第6項)

○非公開の場合は、いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を保護する場合や次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合

○地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。

(法第1条の4第7項)

今後のスケジュール（別添のとおり）